

## 8. 手当・年金・貸付など

障害基礎年金	<p>国民年金等に参加している期間中に生じた病気やケガによって障害者になったとき、20歳前から障害を持っていた人が20歳に達したときに、要件に該当すれば支給されます。</p> <p>※国民年金法の障害等級表1～2級の障害の状態にあること。</p> <p>※身体障害者手帳及び精神障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級とは連動していません。</p> <p>年金年額    1級 972,250円    2級 777,800円</p> <p>《問い合わせ先》</p> <p>国民年金の場合・・・住民部住民課    Tel：072-466-5004</p> <p>厚生年金の場合・・・貝塚年金事務所    Tel：072-431-1122</p>
障害厚生年金	<p>厚生年金保険の被保険者期間中にかかった病気やケガにより、障害基礎年金に該当する障害（1・2級）が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。</p> <p>また、障害厚生年金保険の障害等級3級に該当する場合は、障害厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）又は障害手当金が支給されます。</p> <p>《問い合わせ先》    貝塚年金事務所    Tel：072-431-1122</p>
特別障害給付金	<p>国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある人に給付金が支給されます。</p> <p>対象者：平成3年3月以前に任意加入対象であった学生、昭和61年3月以前に任意加入対象であった厚生年金保険等に参加していた人の被扶養配偶者</p> <p>支給月額    1級 52,300円    2級 41,840円</p> <p>《問い合わせ先》    住民部住民課    Tel：072-466-5004</p>
特別障害者手当	<p>身体又は精神に著しく重度で永続する障害（知的障害含む）があるため、日常生活において、常時特別の介護を要する在住の20歳以上の人は、特別障害者手当が受給できます。</p> <p>※本人又は扶養義務者の所得が一定以上ある人、施設入所者、3ヶ月以上入院している人は、受給できません。</p> <p>手当月額    27,980円</p> <p>《問い合わせ先》    岸和田子ども家庭センター    Tel：072-430-4321</p>
障害児福祉手当	<p>身体又は精神に重度で永続する障害（知的障害含む）があるため、日常生活において、常時の介護を要する在宅の20歳未満の人は、障害児福祉手当が受給できます。</p> <p>※受給資格者又は扶養義務者の所得が一定以上ある人、施設入所者、障害を支給事由とする年金給付を受けている人は、受給できません。</p> <p>手当月額    15,220円</p> <p>《問い合わせ先》    岸和田子ども家庭センター    Tel：072-430-4321</p>